（鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令の一部改正）

第六条　鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「都道府県を統括する都道府県知事」を「区域を管轄する都道府県知事（当該都道府県の区域内の鉄道線路が敷設される道路の区間が一の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第三条において「指定都市」という。）の区域内のみにある場合においては、当該指定都市の長。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「都道府県を統括する」を「区域を管轄する」に改める。

第三条中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）の項中「第三項まで及び第五項」を「第四項まで、同条第五項において準用する軌道法施行令第二条第一項及び第三条並びに第一条第七項から第十項まで」に改め、「により都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）の項中「第五条第一項」を「第一条第二項、第五条第一項」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同表に次のように加える。

都市鉄道等利便増進法施行令（平成十七年政令第二百二十一号）	第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）	第一条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務
都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）	第六条第二項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務

（環境影響評価法施行令の一部改正）

第三条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中

新設軌道の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設けるものに限る。）	軌道法第五条第一項又は第三十三条（軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第二百五条第一項に係る場合に限る。）
新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）	軌道法第三十三条（軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。）

を

新設軌道の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満である軌道を設ける。）	軌道法第五条第一項
新設軌道に係る線路の改良の事業（改良に係る部分の長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）	

に改める。

別表第四の三の項中「及び第三十三条（軌道法施行令第六条第一項に係る場合に限る。）」を削る。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文」を削り、同条第二項第二号中「第六条第一項ただし書」を「（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するものの等を定める政令（昭和二十八年政令第二百五十七号）第一条第十項」に改める。

総務大臣　金子　恭之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第八十五号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第二十号中「の必要性」を削り、「、イに掲げる施設の」を「に要する費用に係る補助金（イに掲げる施設に係るものに限る。）又は委託費の交付及びイに掲げる施設の」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一